

寄せられた意見と検討結果（別添資料）

| 事業名称              | 担当課                  | 対象                     | 事業の内容   | 目標値・実施内容(平成27～31年度)   | 評価の方法                                    | 平成25年度事業実績   | 削除の理由  | 備考 |
|-------------------|----------------------|------------------------|---|---|--|--|--|----|
| 推進体制の充実と関係者の連携・協働 | 子育て支援課<br><br>児童青少年課 | 子どもと保護者、市民             | 「のびゆくこどもプラン 小金井」の推進体制を充実させ、市民の声を反映させる仕組みを検討する。                                      | 推進連絡会の充実<br>市内推進体制の再検討<br>点検・評価の仕組みを検討  | 会議の開催回数<br>PDCAサイクルの確立                   | 子育て支援課／推進市民会議において、平成27年度以降の新計画策定に向けたアンケート等の審議を行うとともに、プラン掲載の全事業の点検・評価を行った。また、市内関係各課長で構成する推進連絡会を1回開催し、進捗状況の確認を行うとともに、推進市民会議で行った点検・評価結果を公表した。<br><br>児童青少年課／子どもの権利条例検討部会をのびゆくこどもプラン小金井推進連絡会と同時開催。 | 計画の推進体制は、新計画第5章に掲載することから削除する。  |    |
| 文化振興活動事業          | 児童青少年課               | 子どもと保護者                | 音楽や演劇鑑賞(親と子のファミリーコンサート、親子演劇鑑賞会など)を通じて子どもの情操を培い、親と子の触れ合いや対話の機会を設ける。                  | 検討  | 参加人数                                     | 未実施  | 次世代育成支援対策推進法行動計画策定方針に沿って整理する。また、文化振興に資する事業は、芸術文化振興計画の趣旨に則って推進されていくこととなる。 |    |
| 図書館ボランティアとの協働     | 図書館                  | 子ども                    | おはなし会をボランティアと協働で行う。   | 継続  | 実施箇所数                                    | 本館、東分室、緑分室において、おはなし会をボランティアと協働で行った(本館3回49人、東分室1回18組、緑分室22回644人)  | 事業名称「図書館事業」に統合し削除する。   |    |
| 地域少年少女スポーツ団体への支援  | 生涯学習課(スポーツ振興係)       | 地域の少年少女スポーツ団体          | 体育協会との連携により、少年少女スポーツ団体に対し、財政的支援を行う。   | 継続  | 利用児童数                                    | 11団体396人<br>団員交流大運動会(参加者608人)や、運動適性テスト(参加者278人)など年間を通して活動を行っている  | 事業名称「各種スポーツ事業」に統合し削除する。  |    |
| 小学校の校庭開放事業        | 生涯学習課                | 子どもと保護者                | 「遊び場開放」は子どもと保護者を対象に、各校に指導員1名を配置し、遊び場として開放。「登録団体開放」は教育委員会に登録申請し、承認を受けた少年スポーツ団体に開放する。 | 継続  | 参加人数(登録団体開放・遊び場開放)                       | 夏休みを除く毎月土、日、祝祭日。年末・年始の6日間を除く冬休み及び春休み。午前午後をスポーツ団体に開放。ただし午後はスポーツ団体と遊び場の併用。<br>遊び場開放開催回数延べ529回、参加者数延べ6,976人。登録団体開放延べ751回、参加者数延べ58,066人。9校にて開放実施   | 事業名称「公園等遊べる場の整備等」に統合し削除する。   |    |
| 保育所・学童保育所等施設の開放   | 保育課<br><br>児童青少年課    | 子どもと保護者、子育てグループ        | 公立保育所での日曜・日曜開放、学童保育所での施設開放(午前中)、民間保育所への施設開放の働きかけを行う。                                | 保育課／検討(日曜以外は継続)   | 保育課／利用者数<br><br>児童青少年課／継続<br>児童青少年課／利用者数 | 保育課／日曜・日曜開放は未実施(日曜以外各園により曜日、回数等は異なるが実施している。)<br><br>児童青少年課／学童保育所を利用した子育てひろば事業を週1回程度実施(たけとんぼ、まえはら、みなみ、あかね学童保育所)<br>利用者数1,998人/106回。なお、あかね学童保育所は立替工事のため7月まで。                                     | 事業名称「子育て施設の地域支援事業」と重複するため削除する。   |    |
| 母子援助事業            | 健康課                  | 乳幼児または妊産婦              | 経済的理由などにより妊産婦および乳幼児の健康保持が困難な場合①「母子栄養強化扶助」②「妊産婦・乳幼児保健指導」を行う。                         | ①継続<br>②継続  | 支給人数等                                    | ①支給実人数4人<br>②指導票発行延数77件(支給実人数6人)   | 事業は継続するが、次世代育成支援対策推進法行動計画策定方針に沿って整理する。                                   |    |
| 乳幼児医療費助成          | 子育て支援課               | 就学前の乳幼児                | 乳幼児の健やかな成長と保護者の経済的負担の軽減を図るため、乳幼児医療費の助成を行う。  | 拡大<br>平成19年10月1日より未就学児の保護者の所得制限を撤廃し、制度を拡大   | 受給者数                                     | 受給者数と診療件数<br>都基準分5,635人 108,073件<br>市単独分827人 15,486件   | 国・都制度のため削除する。東京都乳幼児医療費助成事業実施要綱に基づき実施                                     |    |
| 児童手当              | 子育て支援課               | 0歳～小学校修了前の子どもの保護者      | 0歳から小学校修了前の児童を養育している保護者に対し、手当を支給する。   | 拡大<br>平成18年4月1日より小学校修了前の児童を養育している保護者に対し、手当の支給を拡大。<br>平成19年4月1日より、児童手当支給額を0歳未満一律10,000円に制度改正 | 受給者数                                     | 受給者数13,045人(特例給付含む)  | 国・都制度のため削除する。児童手当法に基づき実施   |    |
| 小金井市児童扶養手当        | 子育て支援課               | 18歳未満の子どもを4人以上育てている保護者 | 児童(18歳未満)を4人以上養育している保護者で、4人目の児童から児童手当・児童育成手当が支給できない人に手当を支給する。                       | 継続  | 受給者数                                     | 平成22年度に子ども手当(現児童手当)の創設により廃止  | 事業廃止により削除する。   |    |

| 事業名称                | 担当課     | 対象                    | 事業の内容  | 目標値・実施内容(平成27～31年度)  | 評価の方法                     | 平成25年度事業実績  | 削除の理由   | 備考 |
|---------------------|---------|-----------------------|--|--|---------------------------|---|---|----|
| 就園奨励費の補助事業          | 学務課     | 私立幼稚園                 | 公私立幼稚園間の保護者負担金の格差の是正のために、私立幼稚園に対して入園料・保育料の減免事業(所得制限があり)を行う。  | 継続   | 申請者数                      | 752人/年  | 国・都制度のため削除する。新制度に移行しない私立幼稚園に通園する園児の保護者への補助として引き続き実施するものの、国の幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に基づき実施していることから削除する。 |    |
| 保育料減免制度             | 保育課     | 生活に困難が生じた家庭など         | 失業や離婚、災害、医療費の増大などで生活に困難が生じたり、保育室などに兄弟が入園している家庭へ、一定の基準により保育料を減免する。  | 継続   | 利用者数                      | 238件  | 国・都制度のため削除する。子ども・子育て支援法施行令及び施行規則に基づき実施(予定)  |    |
| 義務教育就学猶予免除者等教育助成    | 学務課     | 子どもと保護者               | 就学義務を猶予または免除されている子どもと、訪問教育を受けている子どもの保護者に教育助成金を支給する。  | 継続   | 申請者数                      | 対象者なし   | 制度は維持するものの、就学義務の猶予又は免除を行っている児童・生徒対象者がいないため削除する。   |    |
| 要保護及び準要保護児童生徒就学援助   | 学務課     | 児童・生徒の保護者             | 経済的な理由で就学困難な子どもの保護者に対し、学用品費などを援助し、就学支援を行う。   | 継続   | 受給者数                      | 要保護41人<br>準要保護819人  | 国・都制度のため削除する。学校教育法に基づき実施  |    |
| ひとり親家庭医療費           | 子育て支援課  | ひとり親家庭など              | 18歳に達した年度の末日(障がいのある場合は20歳未満)までの児童のいる家庭などに対して、医療費の自己負担すべき額から一部負担金を控除した額を助成する。   | 継続   | 件数                        | 対象者数780人<br>延受診者数9,528件   | 国・都制度のため削除する。東京都ひとり親家庭等医療費助成事業実施要綱に基づき実施  |    |
| 障害児福祉手当(国制度)        | 自立生活支援課 | 重度の障がいのある20歳未満の子ども    | 障がいのある児童がいる世帯の経済的負担を軽減するために、障害児福祉手当の支給を行う。   | 充実   | 受給率<br>支給額                | 受給資格者43人<br>受給者39人<br>受給率90.7%<br>6,809,640円  | 国・都制度のため削除する。特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき実施   |    |
| 心身障害者福祉手当           | 自立生活支援課 | 児童育成手当(障害)非該当の子どもと保護者 | 心身に障がいのある児童の保護者に手当を支給する。   | 充実   | 受給率<br>支給額                | 受給者5人<br>受給率100%<br>855,000円  | 都制度の上乗せのため削除する。東京都心身障害者福祉手当に関する条例、小金井市心身障害者福祉手当条例に基づき実施                                       |    |
| 特別児童扶養手当(国制度)       | 自立生活支援課 | 20歳未満の子どもと保護者         | 障がいのある児童がいる保護者(所得制限あり)に、経済的負担の軽減を図るため手当を支給する。  | 継続   | 受給率                       | 受給資格者107人<br>受給者82人<br>受給率76.6%   | 国・都制度のため削除する。特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき実施   |    |
| 義務教育就学児医療費助成        | 子育て支援課  | 義務教育就学児               | 児童の健やかな成長と保護者の経済的負担の軽減を図るため、義務教育就学児に係る医療費の助成を行う。   | 拡大<br>平成19年10月1日より<br>保険診療自己負担分3割のうち1割を助成。<br>平成21年10月1日より3割助成(ただし、通院1回につき200円(上限額)の自己負担あり)。 | 受給者数                      | 受給者数5,240人<br>延受診件数66,384件  | 国・都制度のため削除する。東京都義務教育就学児医療費助成事業実施要綱に基づき実施  |    |
| 妊産婦の健康づくり事業         | 健康課     | 妊娠の届け出をした妊婦           | 妊娠届出書を提出した妊婦に母子健康手帳を交付し、妊娠中から母と子の健康保持を図る。同時に、母と子の保健バッグも配布し、保健衛生事業の情報提供を行う。妊婦の健康管理と流産の防止などのための妊婦健診、妊婦歯科健診、妊産婦訪問指導、産後の健康管理などのため産婦健診を行う。  | 継続<br>妊婦健康診査公費負担回数<br>平成19年度2回<br>平成20年度5回<br>平成21年度14回                                      | 妊婦健康診査受診受理数<br>産婦健康診査受診者数 | 妊婦健康診査受診受理数:<br>1回目1,077人、2回目以降10,567件<br>産婦健康診査受診者数1,062人<br>妊産婦訪問実施延人数1,072件<br>妊産婦届出数1,175件<br>母子健康手帳交付延数1,202件<br>妊婦健診償還払い交付延数:287件<br>超音波健診償還払い交付延数:2件 | 第3章の「子ども・子育て支援事業計画」に掲載することから削除する。   |    |
| 新生児訪問指導(乳児家庭全戸訪問事業) | 健康課     | 新生児と保護者               | 育児などに対する不安の軽減や、疾病の予防、健康の保持・増進を図るため、専門の知識を持った助産師・保健師による家庭訪問を行う。<br>平成21年度から乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん事業)を実施し、子育て支援に関する必要な情報提供を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービスに結びつける等の拡大をはかるため、訪問期間を生後120日まで延長する。 | 充実   | 訪問率                       | 新生児訪問指導実施延人数 1,029人<br>未熟児訪問指導実施延人数 43人   | 第3章の「子ども・子育て支援事業計画」に掲載することから削除する。   |    |

| 事業名称                         | 担当課           | 対象                    | 事業の内容  | 目標値・実施内容(平成27～31年度)        | 評価の方法             | 平成25年度事業実績  | 削除の理由   | 備考 |
|------------------------------|---------------|-----------------------|--|----------------------------|-------------------|---|---|----|
| 子育て情報誌の発行                    | 子育て支援課        | 保護者                   | 子育てサークルや保育所、幼稚園などの施設情報、子育て支援の情報などを掲載した冊子を発行する。   | 継続。在庫の状況を見極め、増刷、改訂の作業を行う。  | 情報誌の配布状況<br>利用者の声 | 平成20年12月にのびのびがねいっ子改訂版を10,000部作成、平成25年1月には掲載情報を更新した上で4,000部増刷、引き続き母子バックへ封入するとともに、子ども家庭支援センター等で配布 | 事業名称「子育て情報の提供」に統合し削除する。   |    |
| 施設ボランティアの養成                  | 保育課<br>児童青少年課 | 市民                    | 保育所や学童保育所、児童館などで、遊びや施設管理を行う市民ボランティアを養成する。  | 保育課/未定<br>児童青少年課/継続        |                   | 保育課/未実施<br>児童青少年課/子育てひろば事業等、児童館事業ではボランティアの協力を得ている。  | 施設の管理をボランティアで行うことが困難であるため削除する。  |    |
| ファミリー・サポート・センター事業            | 子育て支援課        | 市民                    | 育児援助ができる協力会員と、育児支援を受けたい依頼会員を登録し、地域の中で相互に助け合いを行う。   | 継続                         | 会員数<br>活動件数       | 協力会員181人(前年対比+15人)<br>依頼会員1,179人(同+114人)<br>両方会員42人(同-2人)<br>活動件数3,297件                         | 第3章の「子ども・子育て支援事業計画」に掲載することから削除する。   |    |
| ショートステイ・トワイライトステイ事業          | 子育て支援課        | 2歳～小学校以下の子ども          | 保護者の病気などで子どもの保育が困難な場合、児童福祉施設に事業委託をし、ショートステイ(短期宿泊保育)やトワイライトステイ(夜10時までの夜間保育)を行う。                   | ショートステイ/継続<br>トワイライトステイ/検討 | 利用人数              | ショートステイ<br>利用者延べ31人 延べ宿泊数69泊<br>トワイライトステイ未実施、検討継続   | 第3章の「子ども・子育て支援事業計画」に掲載することから削除する。   |    |
| 育児支援ヘルパー                     | 子育て支援課        | 産後間もない、家事・育児の支援が必要な家庭 | 出産又は退院後2か月以内で家事や育児などの支援が必要な家庭に、1日4時間以内、15日間まで育児支援ヘルパー(NPOに事業を委託)を派遣する。                           | 拡大                         | 利用者数              | 育児支援ヘルパー利用(派遣)人数 34人  | 次世代育成支援対策推進法行動計画策定指針に沿って整理する。子ども家庭支援センターにおいて実施している事業であり、同センター運営協議会において毎年度実績評価実施 |    |
| 思春期子育て講座                     | 生涯学習課         | 保護者                   | 思春期の子どもを持つ保護者等が、家庭や地域において子どもに適切な支援、助言が行われるよう学習機会の提供を行う。  | 継続                         | 参加人数              | 市立小中学校14校で1回ずつ合計14回実施、558人参加  | 事業名称「子育て講座の開催」に統合し削除する。   |    |
| 家庭教育学級                       | 生涯学習課         | 保護者・児童生徒・近隣住民         | 家庭と学校・地域が密接な連携を保ちつつ、児童・生徒のより良い教育環境づくりと人間性豊かな子どもの育成を図るために、保護者と子どもがともに学習するための場を設け、家庭内教育の充実、向上を目指す。 | 継続                         | 参加人数              | 市立各小中学校全14校で1回ずつ合計14回実施、2,770人参加  | 事業名称「子育て講座の開催」に統合し削除する。   |    |
| 認可保育所での保育事業                  | 保育課           | 0歳～就学前の子ども            | 保育を必要とする就学前の子どもの保育。定員枠や保育形態の見直しを検討する。また、保育環境の充実にも努める。  | 推進                         | 利用者数等             | 認可保育所1園の定員を17名増員した。   | 第3章の「子ども・子育て支援事業計画」に掲載することから削除する。   |    |
| 夜間保育、休日保育、長時間延長保育            | 保育課           | 1歳～就学前の子ども            | ファミリーサポート事業や、NPOとの連携を図りながら、延長保育の再延長や夜間保育、日曜日や祝日などの休日の保育事業を検討。                                    | 未定(休日保育、長時間保育は平成24年度までに検討) | 利用者数              | 未実施   | 第3章の「子ども・子育て支援事業計画」に掲載することから削除する。   |    |
| 病児・病後児保育                     | 保育課           | 1歳～就学前の子ども            | 児童が病中又は病後回復期にあり、集団保育が困難な場合、保育所・医療機関などで保育を行う。   | 体調不良児対応型及び病児・病後児対応型の検討     | 施設数               | 民間保育所1園で体調不良児対応型、認可外保育所1園で病後児保育を実施している。   | 第3章の「子ども・子育て支援事業計画」に掲載することから削除する。   |    |
| 保育所、幼稚園での障がい児巡回指導            | 保育課           | 障がいのある子ども             | 認可保育所で、医師や機能訓練、言語訓練の専門家による巡回相談や指導。幼稚園、民間保育所においても検討する。  | 拡充                         |                   | 言語聴覚士・作業療法士・臨床心理士が保育所を巡回  | 新たに新設する事業名称「児童発達支援センター事業」に統合し削除する。  |    |
| 認証保育所、保育室、家庭福祉員(保育ママ)、認定子ども園 | 保育課           | 0歳～就学前の子ども(施設により異なる)  | 認証保育所や保育室等による保育サービスの充実にも努める。また、家庭福祉員の人材確保、複数保育(グループ保育)を検討する。                                     | 拡充                         | 利用者数              | 認証保育所8施設(3,440人)<br>保育室2施設(320人)<br>家庭福祉員9名(311人)   | 第3章の「子ども・子育て支援事業計画」に掲載することから削除する。   |    |
| 幼稚園の預かり(延長)保育                | 学務課           | 園児                    | 私立幼稚園の預かり(延長)保育を促進する。  | 継続                         | 実施園数              | 実施園4園   | 第3章の「子ども・子育て支援事業計画」に掲載することから削除する。   |    |
| 認可保育所での特定保育及び緊急・一時預かり        | 保育課           | 0歳～就学前の子ども            | 保護者の入院や育児疲れ、短時間・短時間の就労などで子どもの保育を必要とした場合、認可保育所で特定保育及び一時預かりを行う。定員の拡充、実施園の拡充、保育時間の延長を検討する。          | 拡充を検討                      | 受入人数              | 利用者数<br>非定型保育862件<br>定期利用8,525件<br>緊急1,517件<br>私的4,296件<br>合計15,200件                            | 第3章の「子ども・子育て支援事業計画」に掲載することから削除する。   |    |
| 待機児童解消方針の策定                  | 保育課           | 待機児童                  | 計画的に待機児童の解消を図るため、保育施設(公立及び民間認可保育所・認証保育所・保育室・認定子ども園・家庭福祉員)の整備、保育環境格差の解消などの具体的方針(年度版)を策定する。        | 実施                         | 待機児童数             | 平成25年度待機児童数188人   | 第3章の「子ども・子育て支援事業計画」に掲載することから削除する。   |    |

| 事業名称                   | 担当課     | 対象                             | 事業の内容   | 目標値・実施内容(平成27～31年度) | 評価の方法            | 平成25年度事業実績  | 削除の理由                              | 備考 |
|------------------------|---------|--------------------------------|---|---------------------|------------------|---|------------------------------------|----|
| 保育室の認証保育所への移行支援        | 保育課     | 認可保育所                          | 既存の保育室の認証保育所への移行を促進する。  | 推進                  | 移行の保育室数          | 実績なし。   | 第3章の「子ども・子育て支援事業計画」に掲載することから削除する。  |    |
| 保育サービスの質の向上            | 保育課     | 認可保育所                          | 第三者評価を受けることにより、保育の質の向上を図る   | 公立保育所の実施            | 利用者による満足度        | 平成25年度は公立保育所1園、民間保育所4園実施した。   | 第3章の「子ども・子育て支援事業計画」に掲載することから削除する。  |    |
| 学童保育事業                 | 児童青少年課  | 小学校低学年の子ども                     | 放課後保育を必要とする小学校低学年児童(1年～3年)に対する健全育成を図る。  | 学年延長、時間延長を検討        |                  | 受付期間内の希望者については、施設の定員を超えて措置。平成25年4月1日、726人在籍。<br>平成24年度に引き続き、学校休業日並びに土曜日は8時30分から開所。  | 第3章の「子ども・子育て支援事業計画」に掲載することから削除する。  |    |
| 学童保育所の整備               | 児童青少年課  | 小学校低学年の子ども                     | 大規模化した学童保育所について、分割をすることで解消を図る。また、老朽化が著しい施設について、建替えや改修により、環境の整備を行う。                                | 充実                  | 分割、改修状況          | 平成25年度はあかね学童保育所の建替工事を実施し、40人定員の3所として定員拡充も図った。   | 第3章の「子ども・子育て支援事業計画」に掲載することから削除する。  |    |
| 母子福祉資金の貸付              | 子育て支援課  | 母子家庭                           | 都内に6か月以上住んでいて、20歳未満の子を扶養している母子家庭の母に対し、各種資金の貸付けを行う。  | 生活の改善<br>子育て支援      | 貸付件数             | 貸付件数16件   | 都制度のため削除する。母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき実施    |    |
| 母子緊急一時保護               | 子育て支援課  | 母子家庭                           | 緊急に保護を要する母子を東京都と連携し一時的に母子緊急一時保護事業施設へ入所させ、必要な保護と相談、指導などを行う。  | 生活の改善<br>子育て支援      | 世帯数              | 世帯数9世帯  | 計画掲載にそぐわない事業であるため削除する。             |    |
| 母子家庭高等技能訓練促進費事業        | 子育て支援課  | 母子家庭                           | 母子家庭の母が就職する際に有利な資格を取得するときに、受講期間中の生活負担の軽減を図り、資格の取得を推進するため、促進費を支給する。                                | 母子家庭の自立<br>生活の改善    | 支給件数             | 支給件数3件  | 事業名称「母子家庭高等技能訓練促進費事業」に統合し削除する。     |    |
| 児童育成手当                 | 子育て支援課  | ひとり親家庭など                       | 18歳に達した年度の末日(障がいのある場合は20歳未満)までの児童がいるひとり親家庭に手当を支給する。   | 継続                  | 対象児童数            | 年3回支給(4ヶ月分)<br>育成手当支給対象児童数855人  | 国・都制度のため削除する。東京都児童育成手当に関する条例に基づき実施 |    |
| 児童扶養手当                 | 子育て支援課  | 母子家庭                           | 18歳に達した年度の末日(障がいのある場合は20歳未満)までの児童のいる母子家庭などに手当を支給する。   | 継続                  | 受給者数             | 年3回支給(4ヶ月分)<br>受給者数423人   | 国・都制度のため削除する。児童扶養手当法に基づき実施         |    |
| 障害児通所訓練事業(ピノキオ幼児園など)   | 保育課     | 訓練を必要とする2歳～5歳の子ども              | 心身の発達に障がいのある幼児に対し、日常生活訓練、機能・言語訓練を行う。入園できない幼児や保育所・幼稚園等に通う幼児に対しても、通園して訓練を受けられる場づくりを検討する。また、公募を検討する。 | 拡充を検討               | 日常生活、機能、言語等の訓練回数 | 平成25年9月で廃園。10月より自立生活支援課に事業移管。<br><br>9月までの半期実績<br>15名在籍<br>生活訓練1,258件(延べ件数)<br>機能訓練130件(延べ件数)<br>言語訓練130件(延べ件数)<br>臨床心理士相談 児童5件、大人19件 | 事業廃止により削除する。                       |    |
| 心身障害者(児)通所訓練等運営費補助     | 自立生活支援課 | 心身障害者(児)通所訓練などを運営する民間団体など      | 経費の一部を補助することにより、保護者負担の軽減を図り、在宅の心身障がい者(児)の自立を促進する。   | 推進                  | 補助金額<br>利用者数     | 実績なし  | 事業廃止により削除する。                       |    |
| 心身障害者(児)短期入所事業(緊急一時保護) | 自立生活支援課 | 心身障害者手帳、療育手帳(愛の手帳)を持つ子ども       | 保護者または家族の疾病、事故、出産などのため、緊急に保護が必要となった場合に、障害者福祉センターや桜町病院、その他の施設で一時保護する。                              | 継続                  | 利用者数             | 延べ利用者数424件(うち障害者405件、障害児19件)  | 事業名称「障がい児の緊急一時預かり」に統合し削除する。        |    |
| 心身障害者(児)ホームヘルプサービス事業   | 自立生活支援課 | 身体障害者手帳、療育手帳(愛の手帳)を持つ子どもの家族    | 身体障害者手帳、療育手帳(愛の手帳)を持つ児童の家族が、家事や介護の日常生活に支障がある場合に、ホームヘルパーを派遣する。                                     | 継続                  | 利用者数             | 延べ利用者数111人  | 国・都制度のため削除する。障害福祉計画に掲載あり           |    |
| 心身障害者(児)介護人派遣事業        | 自立生活支援課 | 身体障害者手帳、療育手帳(愛の手帳)を持つ子どもの保護者など | 身体障害者手帳、療育手帳(愛の手帳)を持つ障がい者(児)の保護者または家族の疾病、事故、出産、兄弟姉妹の学校行事などのために保護が必要となった場合に介護人を派遣する。               |                     |                  | 派遣日数123回  | 国・都制度のため削除する。障害者計画に掲載あり            |    |
| 日曜クラブへの支援              | 自立生活支援課 | 社会福祉法人                         | 特別支援学級や特別支援学校に在学している生徒が交流やコミュニケーション、余暇の楽しみ方を感じて成長することを目的としている。企画は日曜クラブ実行委員会が行い、運営を社会福祉法人に委託している。  | 継続                  | 委託金額、利用者数        | 実施なし  | 事業廃止により削除する。                       |    |

| 事業名称                 | 担当課               | 対象                 | 事業の内容  | 目標値・実施内容(平成27～31年度)                      | 評価の方法                           | 平成25年度事業実績  | 削除の理由   | 備考 |
|----------------------|-------------------|--------------------|--|--|---------------------------------|---|---|----|
| 障がい児のグループ活動への参加促進    | 児童青少年課            | 障がいのある子ども          | 児童館で実施する小学生の低・高学年のグループ活動に障がい児が参加する場合、ボランティア指導員の配置を行う。  | 検討                                       |                                 | 未実施   | 次世代育成支援対策推進法行動計画策定指針に沿って整理する。児童館事業については、障がいの有無に関わらず全ての児童を対象に健全な遊びを提供する場となっている。今後も障がい児の参加は合理的配慮のもと行っていく。 |    |
| 心身障害児童生徒学校外活動        | 生涯学習課             | 障がいのある子ども          | 市立小中学校特別支援学級の在籍者および都立特別支援学校の幼稚園から高等部までの在籍者を対象に、文化、スポーツ・レクリエーション活動を行う。  | 同様の事業を継続し、参加人数の拡充に向け検討                   | 実施日数・参加人数                       | 水泳教室を年15回、またレクリエーション活動を年4回実施。その他に東京都多摩障害者スポーツセンターで開催された水泳記録会に参加。懇親会等を行い、ボランティアと児童・生徒、保護者との交流事業を実施した。参加児童・生徒数376人、指導者等394人 | 次世代育成支援対策推進法行動計画策定指針に沿って整理する。障害者計画、生涯学習推進計画に掲載あり  |    |
| 障害者(児)水泳教室           | 生涯学習課(スポーツ振興係)    | 障がいのある子ども          | 心身に障がいのある20歳未満の子どもが水に触れる喜びを実感するため、水に慣れることから泳ぎを習得するところまで指導を行う。また、対象者の安全と指導効果を配慮してマンツーマンの指導体制をとる。                | 継続                                       | アンケートによる満足度                     | 参加者76人<br>2日間ずつ実施<br>アンケートによる満足度:良  | 次世代育成支援対策推進法行動計画策定指針に沿って整理する。障害者計画、生涯学習推進計画に掲載あり  |    |
| 障害者計画等の策定・改訂         | 自立生活支援課           | 障がいのある人            | 障害福祉計画第2期策定に伴い、併せて平成17年3月に策定した障害者計画の改訂を地域自立支援協議会の中で行った。  | 平成20年度実施                                 |                                 | 前計画の達成度や実態調査の結果を検証し、保健福祉の幅広い分野を網羅した保健福祉総合計画の一部として障害者計画と第3期障害福祉計画を一体化した計画改訂を行った。また改定作業は、地域自立支援協議会での協議(全11回)を通じて行った。        | 他の計画の管理を個別事業とすることは相応しくないことから削除する。   |    |
| 障がいのある幼児・児童の図書館利用の促進 | 図書館               | 視覚および聴覚障がいのある幼児・児童 | 点字絵本の製作と蔵書の充実、布絵本の購入、子ども向け図書の録音および対面朗読を行う。   | 継続                                       |                                 | 点字絵本の購入、さわる絵本・布絵本などバリアフリー絵本を貸し出した。平成25年度蔵書数 点字絵本22冊、布絵本7冊、その他ハンディキャップ対応絵本1冊<br>利用者数等については統計が取れないため不明                      | 次世代育成支援対策推進法行動計画策定指針に沿って整理する。子ども読書活動推進計画に掲載あり   |    |
| 養育支援訪問事業             | 子育て支援課            | 特定妊婦、要支援家庭         | 育児をする上で妊娠期からの継続支援を特に要する家庭、不適切な養育状態にある家庭など虐待のおそれやリスクを抱えた家庭に対し、子ども家庭支援センターが関係機関とともに支援を行う過程で、期間を設定し育児支援ヘルパーを派遣する。 | 拡大                                       | 利用者数                            | 養育支援訪問事業ヘルパー派遣人数21人   | 第3章の「子ども・子育て支援事業計画」に掲載することから削除する。   |    |
| 一人ひとりを大切にしたいゆとりある教育  | 指導室               | 子ども                | 一人ひとりのよさや可能性を伸ばし、個性を生かす教育を行う。  | 継続                                       | 実施学校数                           | ・全小中学校(14校)でキャリア教育を実施した。<br>小学校:外国人・障がい者・高齢者との交流活動 9校<br>中学校:職場体験 5校  | 教育内容に関わる事業内容であるため削除する。  |    |
| 幼稚園、保育所、小中学校の交流と連携   | 学務課<br>指導室<br>保育課 | 子どもと保護者            | 幼稚園、保育所、小学校、中学校および社会教育機関等が連携し、子どもの健全育成を図る。また、子どもの問題を話し合う情報交換会を開催する。  | 学務課/未定<br>指導室/継続<br>保育課/検討               | 学務課/実施回数<br>指導室/実施学校数<br>保育課/未定 | 学務課/実施<br>指導室/小金井市健全育成推進協議会を年2回、ネットワーク会議を年1回実施した。<br>保育課/実施   | 第3章の「子ども・子育て支援事業計画」に掲載することから削除する。   |    |
| 私立幼稚園協会補助金           | 学務課               | 私立幼稚園協会            | 幼稚園協会が行う事業への補助金交付する。   | 継続<br>平成21年度特別支援教育事業費(障がい児分)新設960,000円交付 | 補助金額、活動内容                       | 2,651,000円交付  | 第3章の「子ども・子育て支援事業計画」に掲載することから削除する。   |    |
| ノーマライゼーションの普及        | 地域福祉課<br>自立生活支援課  | 市民                 | 高齢者も子どもも、障がいのある人もない人も、社会の構成員として生きがいをもって生活し活動できる社会を築くため、ノーマライゼーションの普及を行う。                                       | 地域福祉課/小金井市地域福祉計画の策定<br>自立生活支援課/推進        |                                 | 地域福祉課/東京都福祉のまちづくり条例に定める建築物の新設または改修に伴う届出受理件数12件、適合証0件<br>自立生活支援課/障害者週間事業の実施(平成25年12月7日)                                    | 次世代育成支援対策推進法行動計画策定指針に沿って整理する。地域福祉計画等他の計画の管理を個別事業とすることは相応しくないことから削除する                                    |    |
| 特別支援ネットワーク協議会        | 指導室<br>その他関係各課    | 子ども                | 障がいのある子どものライフステージを見直し、乳幼児期から学校卒業後までにつながる福祉、医療、労働、教育等が一体となった支援を行うために、福祉、医療、労働、教育等に係る関係機関が互いに連携し、協議を行う。          | 平成21年度設置                                 | 実施回数                            | 指導室/平成24年4月より事務局を福祉保健部障害福祉課へ移管した。<br>自立生活支援課(旧障害福祉課)/年2回実施  | 事業廃止により削除する。  |    |

| 事業名称                   | 担当課                          | 対象  | 事業の内容   | 目標値・実施内容(平成27～31年度)                                       | 評価の方法                         | 平成25年度事業実績   | 削除の理由   | 備考 |
|------------------------|------------------------------|---|---|---|-------------------------------|--|---|----|
| 不審者対策のセーフティ教室          | 指導室                          | 小学生                                       | 不審者対策としての安全教室を実施する。   | 継続  | 実施学校数                         | ・全小中学校(14校)でセーフティ教室を実施した。  | 事業名称「薬物・IT関連の被害予防のセーフティ教室」と同一事業であるため、統合し削除する。   |    |
| 小中学校の空調設備の設置           | 学務課<br>庶務課                   | 小学生、中学生                                   | よりよい環境で学べるよう小中学校の教室への扇風機・クーラーの設置。   | 学務課/平成20年度全教室設置済<br>庶務課/その他のクーラーは学校の要望の高いものについて、順次検討していく。 |                               | 学務課/小学校1校、中学校1校について、学級増加等により普通教室にエアコンを増設した。<br>庶務課/未実施   | 事業完了のため削除する。  |    |
| 青少年体験・交流事業             | 児童青少年課                       | 12歳～18歳の子ども                               | キャンプなどの体験を通して、心身ともに豊かさを育むための事業を行う。  | 継続  | 参加人数                          | わんぱく団活動(6日間)<br>参加人数64人(累計参加人数384人)<br>中高生ボランティア人数22人  | 事業名称「子どもの体験事業」と重複するため統合し削除する。   |    |
| 地域人材リストの作成             | コミュニティ文化課<br>児童青少年課<br>生涯学習課 | コミュニティ文化課、児童青少年課/子どもと保護者<br>生涯学習課/サークル・団体 | コミュニティ文化課、児童青少年課/地域で活躍するスペシャリストやボランティアのリストを作成し、子ども向けイベントなどへの紹介を行う。<br>生涯学習課/文化、芸術、教育、学習、レクリエーション活動を奨励するため、社会活動援助者として市民に登録してもらい、団体・サークル等の求めに応じ、講師を紹介し活動の活性化を図る市民講師登録制度を実施する。 | コミュニティ文化課/市民協働の観点で継続<br>児童青少年課/実施を含め検討<br>生涯学習課/継続        | 生涯学習課/利用者数                    | コミュニティ文化課/内閣府および都認定のNPO法人を一般的に紹介することに努めている。また、平成23年度に作成した「市民活動団体リスト」を平成25年度版として更新<br>未実施<br>生涯学習課/こがね市民講師登録者6人(平成26年3月31日現在)   | 次世代育成支援対策推進法行動計画策定指針に沿って整理する。生涯学習推進計画に方向性について記載あり   |    |
| まなびあい出前講座              | 生涯学習課                        | 市民  | 市民・団体が主催する学習会に市役所の職員が出向き、担当事業などについて話をし、市民の生涯学習を応援する。  | 継続拡大  | 参加人数                          | 参加回数/34回<br>参加者数/653人  | 次世代育成支援対策推進法行動計画策定指針に沿って整理する。生涯学習推進計画に掲載あり  |    |
| 保育・教育関係者、子育て支援関係者の各種研修 | 保育課<br>指導室<br>子育て支援課         | 保育・教育関係者、子育て支援関係者                         | 子どもに関わる保育、教育関係者、子育て支援関係者に対し、各種研修や体験学習の機会を設ける。   | 保育課/継続<br>指導室/継続<br>子育て支援課/継続                             | 指導室/実施学校数<br>子育て支援課/開催回数、参加人数 | 保育課/随時研修の促進を図っている。市、都、任意団体が開催する研修を周知した。<br>指導室/教員を対象に各種研修を実施した。<br>若手教員育成研修(1～3年次)<br>職層研修、主任研修<br>管理職研修<br>教育課題研修<br>指導力向上研修(学力、生活、教育相談)<br>特別支援教育に関する研修<br>子育て支援課/ヘルパー研修会2回開催 38人参加、ファミリー・サポート・センター協力会員講習会17回開催 延べ198人参加 | 第3章の「子ども・子育て支援事業計画」に掲載することから削除する。   |    |
| 子ども向けの広報活動             | 広報秘書課                        | 子ども                                       | さまざまな施設の利用方法、行事予定、施策などの情報を公開するため、市報や各種広報媒体で情報を発信する。   | 継続<br>年1回、子ども・青少年特集に掲載                                    | 子どもの作文や投稿作品の市報掲載数             | 月2回市報を発行し、児童館や公民館などのイベントを周知しているほか、市報平成26年1月1日号で「子ども・青少年特集」として、子どもからの投稿作品11点を掲載<br>広報掲示板でイベントのポスター等を随時掲示  | 次世代育成支援対策推進法行動計画策定指針に沿って整理する。広報活動は各事業ごとに実施されており、各事業の毎年度の実績を点検する中で、広報活動の評価を行うことが可能であるため削除する。 |    |